

28 荒福高第 2200 号
平成 28 年 10 月 27 日
(公 印 省 略)

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第 1 号訪問事業訪問介護事業所
指定第 1 号通所事業通所介護事業所

} 御中

荒川区福祉部高齢者福祉課長

総合事業の日割計算 Q & A について

日頃より、荒川区の介護保険事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における月額包括報酬の日割請求の取扱いについては、平成 28 年 7 月 12 日付 28 荒福高第 1226 号高齢者福祉課長通知「介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割請求にかかる適用について（通知）」により通知したところです。

この度、総合事業の日割請求に関する質問について「総合事業の日割計算 Q & A」として別添のとおりまとめましたので、参考にしていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 介護予防事業係
電話 03 - 3802 - 3111 (内線 2666)

総合事業の日割計算Q & A

問1 契約日とサービス利用開始日は同一日としなくてはならないのですか。

答1 必ずしも契約日とサービス利用開始日を同一にする必要はありません。契約日とは、契約締結した日であり、別の日を契約日と定めてあれば、その定めてある日となります。契約日をいつとするかについては、利用者との合意の上で決定してください。ただし、契約日の属する月にサービス利用がなかった場合は、契約日からの日割計算は行わず、利用開始月から月額包括報酬での請求を行ってください。

問2 契約日が11月1日の場合は、日割計算にしないでいいのですか。

答2 契約日が1日(月初)の場合は、日割計算する必要はありません(月額包括報酬で請求できます)。契約日が2日の場合は、月の途中となりますので、2日を起算日とした日割計算を行ってください。

問3 日割計算をする場合は、起算日からの「利用回数」に日割単価を乗じて算出するのですか。

答3 日割計算は、起算日からの「利用回数」ではなく「利用期間(日数)」に日割単価を乗じて算出します。具体的には、契約日が11月15日の場合は、15日から30日までの「16日間」に日割単価を乗じて算出してください。

問4 介護認定の結果が出る前に暫定プランでサービス利用を開始する場合、契約書の取り交わし前に利用を開始していましたが、その際の契約日はいつを言うのですか。

答4 契約日からの起算となりますので、原則として契約書の取り交わしを行ってからサービス利用を開始してください。要支援者と要介護者兼用の契約書を使用するなどの対応をお願いします。

問5 「契約解除日」とはいつを言うのですか。

答5 「契約解除日」がいつになるかについては、利用者と事業者の両者が契約解除日と合意した日が契約解除日になります。契約の際に、重要事項説明書に契約解除する場合の事由(入院、引っ越しの場合等)や起算日(サービス提供最終日を契約解除日とする等)の取扱を定め、事前に利用者に説明し理解を図るなど、適切な対応をお願いします。

契約日や契約解除日について利用者と合意する際は、社会通念から考えて利用者が著しく不都合となる取扱とならないよう配慮をお願いいたします。